

# 貯金保険機構中期業務目標

## (平成22～24年度・平成24年4月1日改定)

### 1. 貯金保険制度と貯金保険機構の使命

- (1) 貯金保険制度は、農水産業協同組合(以下、「組合」という。)が、貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金の支払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難組合に関し、合併等に対する資金援助、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等を行う制度である。
- (2) 貯金保険機構は、同制度の運営主体として、貯金保険法に基づき昭和48年9月に設立された認可法人であり、「貯金者等の保護及び経営困難組合に係る資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資する。」という貯金保険法の目的を達成するため、同制度を適切に運用すること等を使命としている。

### 2. 貯金保険機構を取り巻く環境と当面の課題等

- (1) 平成17年4月以降、ペイオフの全面解禁に伴い、破綻組合の財産状況に応じて貯金保険の保護限度を超える貯金等の一部がカットされる定額保護下において、従来以上に迅速かつ的確な事務処理が求められているほか、貯金保険制度の対象となる組合は、一般の金融機関と異なり信用事業以外に経済、共済事業等も兼業する総合事業者であることに加えて、近年の合併等の進展による組合規模の拡大が、破綻時の地域経済に与える影響とともに、破綻処理の困難さを増大させている。
- (2) このような状況の下、当機構は、系統金融システムにおける公的セ - フティネットとして、貯金者等の保護を図るため、民事再生法を活用したより適切な破綻処理スキームを確立していく必要があるほか、万一、組合の破綻が発生した場合の管理人業務を適切に実施するための態勢整備等に努める必要がある。
- (3) なお、当機構は定員が20名弱の小規模組織であり、組合破綻時の管理人業務を遂行するに当たっては、系統機関等からの応援要員の確保が前提になっていること等から、破綻処理を迅速かつ的確に行うためには、システム対応の更なる充実・強化に加え、系統機関等の職員を含めた事務処理能力の向上や、系統機関や行政との緊密な

連携が極めて重要な課題となっている。

- (4) また、近年、組合の破綻事例は発生していないものの、当機構の使命である、貯金者等の保護や経営困難組合にかかる資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資するという公的セーフティネットとしての役割を果たしていくため、他国の例を含めた調査・研究等を行う必要がある。
- (5) 更に、東日本大震災による影響への対応が重要な課題となっている。

### 3. 中期業務目標(平成22～24年度)

貯金保険機構は、上記の課題等を踏まえた中期的な業務指針として、以下のとおり、平成22～24年度における「中期業務目標」を定めるものとする。

なお、当該目標期間中に変更すべき事情等が生じた場合には、随時見直しを行うものとする。

経済事業等を含めたより適切な破綻処理スキームを確立するとともに、系統機関等との連携を重視した破綻処理態勢の整備・強化に努める。

迅速かつ的確な破綻処理に資するため、貯金保険機構における基幹システムの充実・強化に努めるとともに、当面の最優先事項として、平成22～23年度において「全資産・負債管理システム」の開発を行うものとする。

貯金等に関するデ・タ整備の向上を図るため、「名寄せデータ検証システム」を活用した立入検査態勢の確立・強化を図るとともに、現地説明会等の拡充に努める。

組合の破綻時における事務処理能力の向上等を図るため、当機構職員のみならず、系統機関職員等の管理人団候補者に対する研修・説明会や実地訓練等に努める。

貯金保険制度の検討に資するため、海外の諸制度を含めた調査・研究等を行う。

貯金保険制度及び貯金保険機構の業務に関する広報に努める。

責任準備金見合資産(約3千億円)の安全かつ効率的な運用・管理に努める。

東日本大震災に関する農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業

の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う特例措置に係る機構の新たな業務に関して、指定支援法人、関係当局等の間で適切に対応する。

東日本大震災に関する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う機構の新たな特例業務に関して、事業者再生支援機構、関係当局等の間で適切に対応する。

#### 4. 各年度における業務運営方針

貯金保険機構は、上記の「中期業務目標」及び前年度までの業務実績等を踏まえ、毎年、当該年度の「業務運営方針」を策定するものとする。